

雇児母発第0327001号  
平成19年3月27日

社団法人日本産婦人科医会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課



平成19年度特定不妊治療費助成事業の実施について

標記事業の推進につきましては、かねてより御高配を賜っているところですが、このたび、平成19年度予算が成立し、事業内容を別添のとおり改定することとなりました。つきましては、円滑な事業運営が図られますよう、会員、関係者等に対する十分な周知につき御配慮方お願い申し上げます。

〔参考〕

- ・ 事業実施要綱案新旧対照（別添3～6含む）
- ・ 特定不妊治療費助成事業の効果的・効率的な運用に関する検討会報告書（平成19年3月1日）



別添

## 特定不妊治療費助成事業 平成19年度からの変更点

### 1 助成額の増額と所得制限の緩和について

#### ○制度の概要と変更点

- 1 対象 体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された、法律上の婚姻をしている夫婦
- 2 助成額 1年度あたり 上限額10万円  
→ 平成19年度より 1回上限10万円、年2回まで
- 3 助成期間 通算5年
- 4 所得制限 夫婦合算 650万円  
→ 平成19年度より 730万円 (いずれも税引き後)
- 5 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
- 6 医療機関 事業実施主体が指定した医療機関

### 2 助成対象の限定について

- (1) 平成19年度より、一定の途中段階で治療を中止した場合（採卵に至らないケース）について、助成対象から除外する。
  - ・ 体外受精・顕微授精を行うには、まず女性に対し、卵胞を育てるための薬品の投与（点鼻薬および注射）を行うが、この段階で治療を中止した場合（女性への侵襲的治療のないもの）は、今後は助成対象としない。
  - ・ 卵胞が育ち、採卵を行った後については、何らかの事情で治療を中断した場合でも助成の対象とする。
- (2) 助成にかかる「治療1回」の考え方は次のとおり。
  - ・ 「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。
  - ・ 具体的には別図1のAないしFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。

### 3 治療の内容・成果の把握について

平成19年度より、日本産科婦人科学会の協力を得て、治療の内容・結果及び妊娠の経過などについて把握・集計し、今後の行政運営に役立てることとする。

#### 〔集計・把握の目的〕

- ・ 特定不妊治療を行う医療機関は、行った治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会に報告を行っているところ。
- ・ 厚生労働省は、日本産科婦人科学会の協力を得て、本事業による助成を受けた患者の状況について集計・分析することにより、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることとする。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができる。
- ・ 助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対しては、厚生労働省から集計・分析の結果を提供することとし、都道府県・指定都市・中核市においても事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができる。

#### 〔報告の内容・方法〕

- ・ 各医療機関が、日本産科婦人科学会のデータベース上で次の項目を報告する。
  - (1) 治療から妊娠まで  
患者（女性）の年齢、不妊の原因、治療の内容、妊娠の有無
  - (2) 妊娠から出産まで  
妊娠・出産の状況、生まれた子の状況
- ・ 報告結果は、日本産科婦人科学会において集計された後、統計情報として行政に提供される。

別図 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植						妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲
	薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法		薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施												助成対象
B	凍結胚移植を実施*												
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
G	卵胎が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												

\*B: 採卵・受精後、1~3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。